

# 青色申告

蒲田会報

No. 807

令和4年

8月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎

## 蒲田税務署 人事異動のお知らせ

この度、7月10日付にて蒲田税務署の人事異動がありました。当会に関係深い幹部の方々をご紹介します。

職名	新（新幹部の方々）					旧（異動されたの方々）				
	氏名	転入前部署			氏名	転出後部署				
		部署名	課部門	職名		部署名	課部門	職名		
署長	稲木均	税大東研		幹事	黒滝典恵	税大	総合教育	主任教授		
副署長（総務担当）	山本誠一	留任			山本誠一	留任				
副署長（法人担当）	小澤涼子	課税二部	料調1	課長補佐						
指定特官（総合）	磯忠彦	蒲田	開発	特官	河原幸生	品川	総合	特官		
指定特官（開発）	岩田新一郎	町田		副署長	磯忠彦	蒲田	総合	特官		
指定特官（法人）	佐藤康久	板橋	法人	特官	加藤正一郎	査察部	統括査察	統括官		
指定特官（源泉）	松島一重	麴町	法人	特官	根津則克	退官 (再任用)				
総務課長	前田昌孝	木更津	総務	課長	永谷直寛	東審	横浜支所	副審判官		
管理運営1統括官	山内清光	留任			山内清光	留任				
徴収統括官	小田裕志	徴収部	特官付	主査	亀割康之	徴収部	特整総括第一	主査		
個人課税1統括官	鈴木誠一	鶴見	個人1	統括官	越前哲也	横浜中	個人1	統括官		
個人課税2統括官	後藤智則	甲府	個人4	統括官	古場貴吉	本郷	個人1	統括官		
個人課税3統括官	関理誠	藤沢	個人5	統括官	中田和行	鶴見	個人2	統括官		
個人課税4統括官	菅野慎一	渋谷	個人1	連調官	山本洋之	川崎南	個人3	統括官		
個人課税5統括官	立木直美	留任			立木直美	留任				
審理専門官（個人）	友松政博	留任			友松政博	留任				
特官（資産）	池田憲一	渋谷	資産特官	特官		(新設)				
資産課税統括官	山本英樹	留任			山本英樹	留任				
課長補佐	児玉純	留任			児玉純	留任				
個人課税第一部門指導上席	長谷川豪一郎	留任			長谷川豪一郎	留任				

### 免税事業者向け「インボイス制度説明会」のご案内（事前予約制）

日時	時間	場所
7月26日（火）・8月18日（木）	10:00～11:00	蒲田税務署 5階会議室
9月26日（月）・10月26日（水）	15:00～16:00	

※開催日の前日16時までの電話予約が必要となります（9月26日（月）分の申込みは9月22日（木）まで）

【問合せ先】蒲田税務署 個人課税第1部門 TEL 03(3732)5151（代表）内線213

※お電話の際は、自動音声案内にしたがって、2番を選択してください。

免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります!

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

消費税



~ Aさんのケース ~

ぬいぐるみ製造業 (免税事業者)

Aさん、インボイス制度のこと検討してます? お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・?

町の雑貨屋 (課税事業者)



インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは・・・

- ⇒ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス (適格請求書) を保存する必要があります
- ⇒ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者 (適格請求書発行事業者) の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

疑問1 仕入税額控除ってなに?

⇒ 納付する消費税額の計算方法

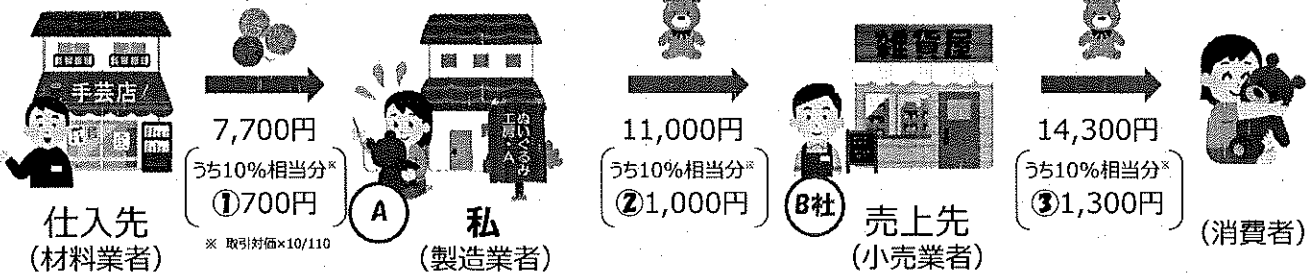
$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が仕入税額控除

仕入税額控除にはインボイスの保存が必要

インボイスがなければ仕入税額控除できない\*  
\*一定期間、経過措置が設けられています

~ぬいぐるみ取引の流れ (イメージ)~



疑問2

私が登録しないとどうなるんだろう...

登録をしないと、売上先 (B社) にインボイスを交付できない。そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ仕入税額控除ができないということは...

$$\text{③ 1,300円 (売上税額)} - \text{② 0円 (仕入税額)} = \text{1,300円 (納付税額)}$$

ポイント: インボイスがあれば 300円

私 (売手) がインボイスを交付した場合と比べ、売上先 (買手) の納付税額が大きく計算されます\*

\*一定期間、経過措置が設けられています

疑問3 申告って、どう計算するの?

売上げの10%を納税しなきゃいけないの?

課税事業者になったとしても、インボイスを保存し、仕入税額控除を行えば...

$$\text{② 1,000円 (売上税額)} - \text{① 700円 (仕入税額)} = \text{300円 (納付税額)}$$

控除可能 A

ポイント: 納付税額は、売上げの10%ではなく、仕入税額控除後の金額です\*  
\*帳簿とインボイスの保存が必要です

一定の場合、簡易課税制度を適用することができます

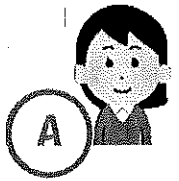
⇒ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 = 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上税額が分かれば  
納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率



2 ページの例だと...

ステップ 1

1,000円 × 70% = 700円  
売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ 2

1,000円 - 700円 = 300円  
売上税額 仕入税額 納付税額

ぬいぐるみ  
製造業 A

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業(飲食料品)	80%
第三種	製造業、農林漁業(飲食料品除く)等	70%
第四種	その他事業(飲食店業等)	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、事務負担の軽減※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です  
その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

### 疑問 4 登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要ですよ
- 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

インボイス発行事業者となる場合...

ポイント

### 疑問 5 インボイスって、どう作ればいいの？

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

- ※ 下線部は、特に注意する項目です
- ※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割り丸	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円

※ 軽減税率対象  
8%対象 15,000円 消費税1,200円  
10%対象 3,000円 消費税 300円

- ⇒ 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記(①から⑥)の記載事項を満たしたものであればインボイスになります(請求書に限られません)
- ⇒ 現在売上先に交付している全ての書類をインボイスに対応する必要はありません。どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら準備を進めましょう
- ⇒ 売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します



令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です

申請手続



【当会の役員はボランティアで活動しております】

**小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)**

**★安心な国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？**

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の**無担保・保証人不要**（信用保証協会の保証も不要）の融資制度です。

**[限度額] 2,000万円**

**[利率] 1.22%** (2022年7月1日現在)

**[融資対象]**

- ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下）の法人・個人

**[使途] 事業資金（運転・設備資金）**

**[返済期間] 運転7年以内・設備10年以内**

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については上記金利より当初2年間0.5%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2023年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

**★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで**

**TEL 03 (3734) 1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階**

経営上でお悩みの時  
窓口専門相談をご利用ください  
・法律相談・税務相談・労務相談  
《予約制・無料》  
※本相談は経営に関する相談に  
限定しております。

**「東京青色交通事故傷害保険（個人型・家族型）」  
の募集について**

日本国内・国外を問わず、交通事故等によるケガに対して保険金をお支払いする「東京青色交通事故傷害保険（個人型・家族型）」の新規加入の申込を受付けております。会員限定のため、団体割引等が適用される制度で、加入年令の制限はありません。

詳細につきましては、パンフレットをご準備しておりますので、事務局までお問合せさせていただきますよう、お願い申し上げます。

個人型	年間 1,000円/1口 (最大10口まで)
家族型	年間 10,000円/1口 (最大3口まで)

申込締切日：令和4年9月2日（金）

**都税だより**

☆8月は個人事業税第1期分の納期です  
個人事業税は、都内に事務所や事業所を  
設けて、法令で定められた事業を行っている  
個人の方に対してかかる税金です。都税  
事務所・支庁からお送りする納税通知書に  
より、令和4年8月31日(水)までにお納め  
ください。

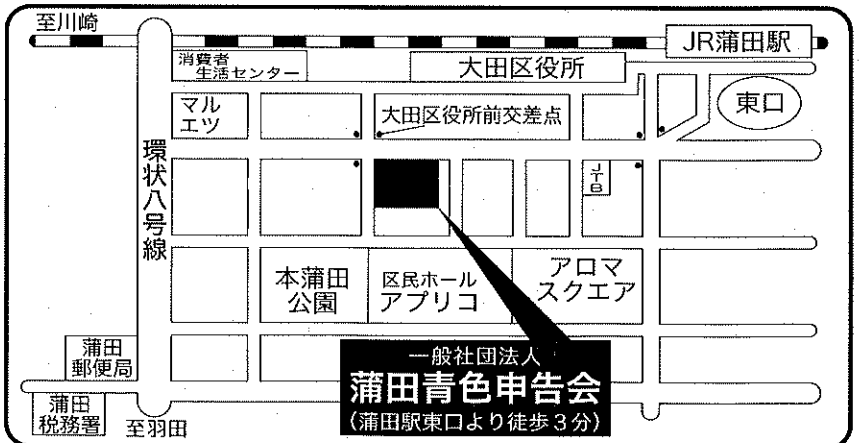
【お問い合わせ先 大田都税事務所】  
電話 03(3733)2411(代表)

一般社団法人

**蒲田青色申告会**

入会金 2,000円  
会費 年額24,000円  
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



**七月 事業報告**

本年は、8月12日(金)〜17日(水)を夏季休業とし、事務局を閉めさせていただきます。

- 一日〜八日 源泉所得税上期指導会
- 一五日 執行部会
- 一九日〜二九日 令和4年入会者個別記帳指導会
- 二八日 東青連理事会・臨時総会
- 東京青色申告会館
- 事務局
- 事務局
- 事務局